

県内の耐震関連補助制度一覧

2 耐震改修補助
(2) 戸建て住宅以外

県内には次のような補助制度があります。
詳細については各市町村の担当窓口にお問い合わせください。

○：補助対象となる建築時期
令和7年4月現在

No	市町村名	担当窓口	制度の内容				建築時期		備考
			対象建築物	対象事業	補助率	補助限度額	昭和56年以前	平成12年以前	
1	千葉市	建築指導課 043-245-5836	分譲マンション	耐震改修・工事監理	1/3	3,000万円又は51,700円／㎡×1／3（Is値0.3未満の場合56,900円／㎡×1／3）のいずれか低額	○		
				部分改修・工事監理	1/3	工事・工事監理【上記】における補助金額上限に出来高率を乗じた金額	○		
				設計	2/3	500万円又は5万円/戸のいずれか低額	○		
			その他建築物	除却	23%	20万円/戸（密集市街地の場合は30万円/戸）	○		
			沿道建築物	耐震改修	2/3	3,600万円（除却の場合は1,800万円）	○		
2	市川市	建築指導課 047-712-6337	分譲マンション	工事・工事監理	1/3	1,000万円又は49,300円／㎡×1／3のいずれか低額	○		
				設計	2/3	100万円/棟	○		
3	船橋市	建築指導課 047-436-2632	分譲マンション	耐震改修・工事監理	1/3	3,300万円又は51,700円／㎡×1／3（Is値0.3未満の場合56,900円／㎡×1／3）のいずれか低額	○		
			沿道建築物	耐震改修・工事監理	2/3	3,600万円又は57,000円／㎡×2／3（Is値0.3未満の場合62,700円／㎡×2／3）のいずれか低額	○		
				除却	2/3	900万円又は25,600円／㎡×2／3のいずれか低額	○		
4	君津市	建築課 0439-56-1158	長屋又は共同住宅	設計	1/3	4万円/棟	○		
				耐震改修	1/3	90万円/棟	○		
				工事監理	1/3	6万円/棟	○		
				設計	1/3	4万円/棟		○	
				耐震改修	1/3	50万円/棟		○	
				工事監理	1/3	6万円/棟		○	
				除却	1/3	20万円/棟	○	○	
5	浦安市	建築指導課 047-712-6553	分譲マンション	工事	2/3	面積によってそれぞれ上限有り	○		
				設計・工事監理	2/3	面積によってそれぞれ上限有り	○		
			分譲マンション（低層）	工事	1/3	面積によってそれぞれ上限有り	○		
				設計・工事監理	1/3	面積によってそれぞれ上限有り	○		
			特定建築物	工事	2/3	面積によってそれぞれ上限有り	○		
				設計・工事監理	2/3	面積によってそれぞれ上限有り	○		
			沿道建築物	設計	2/3	面積によってそれぞれ上限有り	○		
6	睦沢町	建設課 0475-44-2522	長屋又は共同住宅	工事	2/3	100万円/棟	○		

沿道建築物：震災時に避難や救急・消火活動、緊急物資輸送の大動脈となる幹線道路を閉塞させるおそれのある建築物
その他建築物：戸建て住宅以外の建築物
特定建築物：建築物の耐震改修の促進に関する法律第 1 4 条に規定されたもの